

刑事訴訟法 (配点 40 点)

以下の事例を読んで、設問に答えなさい。

【事例】

令和4年2月5日、警視庁H警察署警察官Kらは、管轄内を警ら中、公園付近歩道上(本件現場)で意味不明な言葉を叫んでいる甲を発見し、同日午前10時30分ころ、職務質問を開始した。Kらは、甲が目をキョロキョロとさせ、落ち着きのない態度で、意味不明な言葉をつぶやき続けていたため、甲の覚醒剤使用を疑い、前科照会をしたところ、甲には、覚醒剤取締法違反の前科が4犯ある旨の無線連絡が入った。そこで、Kは、職務質問を継続するとともに、甲に対し警察署への任意同行を求めた。Kは、甲がKからの再三の要求にも応じなかったことから、応援の警察官らに現場を任せて、同日11時35分ころ、甲の身体に対する搜索差押許可状及び強制採尿のための搜索差押許可状の請求のため、H警察署へ戻った。Kが不在の間も、他の警察官らが順次、甲に対し、任意同行の上、警察署での尿検査に応じるよう説得を試みたが、甲は、頑なに拒否し続けた。同日12時30分頃には、甲がその場から立ち去ろうとしたため、警察官Bが甲の前に立ちはだかり、その場に留まるよう告げたところ、甲は、不満を口にしながらその場に座り込んだ。

同日13時20分ころ、上記各令状が発付されたため、Kは、同日14時ころ、本件現場に戻り、上記令状を甲に呈示の上、その場で甲の身体に対する搜索差押えを行ったが、差し押さえるべき物は発見されなかった。その間も、甲は、意味不明な言葉を叫び、暴れて抵抗しようとしたため、同日14時25分ころ、身体の搜索が終了すると、Kらは、甲の両腕を制圧して警察車両に押し込み、強制採尿のために本件現場を出発した。その後、15分ほどでC病院に到着したことから、15時ころから同病院の医師がカテーテルを使用して甲の尿を採取した。

【設問】

上記事例中、Kらの、甲を職務質問開始から身体への搜索差押え執行時まで本件現場に留め置いた行為、及び下線部の病院へと連行した行為について、それぞれ適法か論じなさい。なお、強制採尿のための搜索差押許可状は、適法に発付されたものであり、強制採尿自体は適法であることを前提とすること。

以上